

1. 外出を支援するサービス

(1) 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の貸与 **身障**

視覚障がい者、聴覚障がい者又は肢体不自由者の自立と社会参加の促進を図るため補助犬の貸与に対する支援を行っています。

※ 補助犬については、p149で詳しく説明しています

問 県庁障害福祉課（TEL 058-272-8309）
（FAX 058-278-2643）

(2) 視覚障がい女性家庭生活訓練 **視覚**

視覚障がいがある女性に対して、家庭での生活に必要なとされる家事、家庭生活、身だしなみ、趣味、教養等の訓練を行っています。

申 問 （一社）岐阜県視覚障害者福祉協会（TEL 058-264-4523）

(3) 中途失明者緊急生活訓練 **視覚**

中途失明者が自立生活をするための基本的な訓練として、歩行訓練、点字指導、パソコン指導、日常生活訓練、福祉用具の使用法の訓練などを行っています。

申 問 視覚障害者生活情報センターぎふ（TEL 058-263-1310）

(4) 視覚障がい青年等社会生活教室 **視覚**

視覚障がいのある青年層や高齢層の方が日常生活に必要な知識の習得を図り、体験交流を行う場所として、県内6カ所で教室を開催しています。

申 問 （一社）岐阜県視覚障害者福祉協会（TEL 058-264-4523）

(5) 歩行訓練士派遣事業 **視覚**

視覚障がい者が白杖により一人で歩行できるようにするため、歩行訓練士による訓練を行っています。

申 問 視覚障害者生活情報センターぎふ（TEL 058-263-1310）

(6) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業 **盲ろう**

視覚と聴覚の両方に障がいをもつ方が、公的機関等に赴く場合に、コミュニケーションの円滑化を図るために通訳・介助者を派遣します。

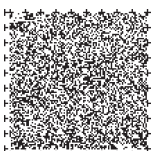
問 岐阜盲ろう者友の会
（TEL・FAX 058-247-7321（夜間））

2. 視覚障がい者への職業支援

(1) あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうの技術指導等 **視覚**

あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうの免許を有する視覚障がい者で、自営又は雇用が困難な者に施設提供及び必要な技術指導を行っています。

問 〒500-8804 岐阜市京町1-64
岐阜市盲人ホーム 白杖園（TEL 058-265-2946）



3. 交通手段の割引等

(1) 鉄道運賃の割引 **身障** **知的** (長良川鉄道のみ**精神**)
J R東海 (東海旅客鉄道株式会社)

身体障害者割引

対 象	割引となる切符の種類	割引率	備 考	
介護者と一緒 に利用する場 合	第1種身体障がい 者の方と介護者の方	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割	同一区間の乗車券となります。 割引となる介護者は1名で す。
	12歳未満の第2 種身体障がい者の方 と介護者の方	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)		
おひとりでご 利用になる場 合	第1種身体障がい 者の方	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100キ ロを超える場合に限る。
	第2種身体障がい 者の方			

知的障害者割引

対 象	割引となる切符の種類	割引率	備 考	
介護者と一緒 に利用する場 合	第1種知的障がい 者の方と介護者の方	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割	同一区間の乗車券となります。 割引となる介護者は1名で す。
	12歳未満の第2 種知的障がい者の方 と介護者の方	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)		
おひとりでご 利用になる場 合	第1種知的障がい 者の方	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100キ ロを超える場合に限る。
	第2種知的障がい 者の方			

- ※ 割引のきっぷをお求めの際は、係員のいる窓口で、身体障害者手帳または療育手帳をご提示してください。
※ 割引のきっぷをご利用の際は、身体障害者手帳または療育手帳を携行してください。

名古屋鉄道・近畿日本鉄道・樽見鉄道・明知鉄道・長良川鉄道

- ※ 上記に準じて割引されます。ただし、一部条件等が異なる場合がありますので、詳細は各鉄道会社にお問合わせください。
※ なお、長良川鉄道では精神障がい者割引も以下のとおり行っています。
・対象者 障害等級1～3級の精神障がい者の方と介護者の方
・割引率 5割
・種類 普通乗車券(介護者は2名まで)、回数乗車券(介護者は1名まで)、定期乗車券(介護者は1名まで、通勤定期のみ)

問 J R・私鉄各社、市役所または町村役場

(2) 路線バス運賃の割引 **共通**

対象者 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方
適用範囲 路線バスを利用するとき、運賃が割引されます。
割引運賃 運賃が半額になります。

※小児運賃が適用される方で手帳をお持ちの方は、小児運賃が半額となります。
 ※割引の計算は、普通運賃の2分の1で、10円単位に四捨五入します。
 例) 運賃210円の場合 → 110円（小児60円）
 運賃200円の場合 → 100円（小児50円）

割引対象の区分	券種	割引率	
		本人	介護者
身体障害者手帳・療育手帳			
1種	普通	50%	50%
	定期	30%	30%
2種 ※	普通	50%	50%
	本人が12歳未満で介護者ありの時	—	30%
精神障害者保健福祉手帳			
	普通	50%	50%
	定期	30%	30%

利用方法

運賃支払いの際に手帳の**写真が貼付されたページ**を、乗務員に呈示してください。

※岐阜県が発行する第2種の身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で路線バスを介護者と一緒に利用する場合、介護者の運賃の割引を適用しない事業者もありますので利用する路線バス事業者にお尋ねください。

なお、高速路線バスにつきましても一部の路線を除き介護者の割引が適用されませんので、事前の確認をお願いします。

問 (公社) 岐阜県バス協会
 (所在地) 岐阜市日置江2468-2
 TEL:058-279-3700
 FAX:058-279-3709

(3) 「ジパング倶楽部」を準用する身体障がい者運賃割引 **身障**

男性・満60歳以上、女性・満55歳以上の身体障がい者がJR各線を利用して片道、往復または連続で201km以上の旅行をする場合「ジパング倶楽部」に入会することにより年間20回に限り2～3割引となります。

対象者	割引となる切符の種類	割引率	
男性・満60歳以上、女性・満55歳以上の身体障害者手帳所持者(第1種、第2種)	特急券(新幹線在来線)、グリーン券、座席指定券	新規入会者	1～3回まで2割引 4～20回まで3割引
		更新者	1～20回まで3割引

※但し、新幹線「のぞみ」及び「みずほ」の特急料金など一部割引とならないものがあります。

有効期間	申請に必要な書類	手続
発行日から1年間 ≪利用できない期間≫ ・4月27日～5月6日 ・8月11日～8月20日 ・12月28日～1月6日	・申込書 ・身体障害者手帳の写し ・年会費1,350円	入会后、ジパング倶楽部事務局から送付される「ジパング倶楽部」手帳及び身体障害者手帳を提示し最寄りの駅等で購入

入会窓口 問 (一財) 岐阜県身体障害者福祉協会
 TEL:058-273-1111
 内線(2544・2535)
 FAX:058-273-9308

(4) 国内旅客船運賃の割引 **身障** **知的**

割引率 5割

身体障害者手帳又は療育手帳を乗船券窓口にて提示して購入してください。
(各業者ごとにご利用条件が異なりますので事前にご確認ください。)

*旅客運賃に適用し、車両運賃(乗用車・オートバイ・自転車)は割引の対象となりません。

問 各旅客船会社

(5) 航空運賃の割引 **身障** **知的**

(対象) 身体障害者手帳(第1種、第2種)をお持ちの方および身体障がい者(第1種)に同行される介護者の方(お一人様まで)

療育手帳(第1種、第2種)をお持ちの方および第1種の方に同行される介護者の方(お一人様まで)

(割引区間) 国内の定期航路の全区間(小児運賃の割引はありません。)

(金額) 各航空会社にお問い合わせください。

問 各航空会社

(6) 有料道路の通行料金の割引 **身障** **知的**

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 全ての身体障がい者が自ら運転する場合 重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合 <p>※重度の身体障がい者、重度の知的障がい者は、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄(JR欄)における第1種身体障がい者、第1種知的障がい者と同じ範囲です。なお、介護者が運転する場合、手帳に介護印の押印が必要です。</p>
対象自動車	<ul style="list-style-type: none"> 登録できる自動車は障がい者の方お1人につき1台であり、割引が適用されるのは、登録された自動車でのご利用に限ります。 <p>※軽トラック、営業用車両、車検や修理時の代車、レンタカー等は、割引の対象となりません。</p>
割引率	通行料金の約50%
利用手続	<ul style="list-style-type: none"> 手帳を管理している(手帳に住所記載のある)市区町村の福祉担当窓口において事前に登録手続きが必要です。 <p>《手続きに必要なもの》</p> <p>1. ETCを利用しない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳又は療育手帳 登録を希望される自動車の自動車検査証(車検証)又は軽自動車届出済証 運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ) <p>2. ETCを利用する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳又は療育手帳 登録を希望される自動車の自動車検査証(車検証)又は軽自動車届出済証 運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ) ETCカード(障がい者ご本人名義の1枚に限定) 登録を希望される自動車に取り付けられたETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等) <p>※この他に要件確認のために別途書類等が必要な場合があります。</p>
通行方法	<p>1. ETCを利用しない場合</p> <p>登録車両をご利用の上、料金所で手帳を呈示してください。</p> <p>2. ETCを利用する場合</p> <p>事前に登録されたETCカードを、登録されたETC車載器に挿入し、車載器が正常に作動していることを確認の上、ETCレーンを無線通行してください。</p>

※事前に手続きをされた身体障がい者手帳又は療育手帳を必ず携行してください。

ETCレーンの閉鎖などによりETCレーンを無線通行できなかった場合、登録されたETCカードでのお支払いでも、料金所係員のいるレーンにて手帳の必要事項が記載されたページをご提示いただくか、手帳をお渡しいただく必要があります。

問 市役所又は町村役場

(7) タクシー運賃の割引 **身障** **知的**

- ・身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者が一人で、又は介護人と一緒に乗車した区間の運賃についてタクシーメーターの表示額の一割が割引されます。
- ・降車の際（できれば乗車の際）、乗務員に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
- ・詳細については下記に照会してください。

問

岐阜県タクシー協会
(所在地) 岐阜市日置江2468-2 岐阜県自動車会館5階
TEL:058-279-3728
FAX:058-279-3677

(8) 精神障がい者に対する市町村別交通費助成制度 **精神**

精神障害者保健福祉手帳を取得している方に、バス券又はタクシー券を支給する制度があります。

問

市役所又は町村役場

4. 自動車の運転に関する各種制度

(1) 自動車改造費用の助成 **身障** **知的**

身体障がい者、知的障がい者が就労等のため自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある場合、次の補助基準額の範囲内で助成します。

助成内容、基準等異なる場合がありますので、事前に各市町村にお問い合わせ下さい。

助成を受けるには、改造を行う前に申請していただく必要があります。

実施主体	市町村
補助基準額	10万円を限度
所得制限	特別障害者手当の所得制限適用
年齢等	県内に居住する満18歳以上の方
その他	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で自動車を就労等のため自ら所有し、かつ運転する方

問

市役所又は町村役場

(2) 自動車運転免許取得費用の助成（一部の市町村を除く） **身障** **知的**

身体障がい者、知的障がい者が就労等のため自動車を必要とし、第1種普通運転免許を取得する場合、次の補助基準額の範囲内で助成します。

助成内容、基準等異なる場合がありますので、事前に各市町村にお問い合わせ下さい。

助成を受けるには、免許を取得する前に申請していただく必要があります。

実施主体	市町村
補助基準額	市町村ごとに規定
所得制限	特別障害者手当の所得制限適用
年齢等	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で県内に居住する18歳以上の方

問

市役所又は町村役場

(3) 重度身体障がい者介助者用自動車購入、改造費用の助成 **身障**

車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者が利用するため、介助者が運転する自動車をリフト付き等に改造又は購入する場合、次の範囲内で助成します。

助成を受けるには、購入又は改造する前に申請していただく必要があります。

実施主体	市町村
補助基準額	対象経費（上限は24万円）
所得制限	特別障害者手当の所得制限適用
年齢等	なし
その他	1～2級の下肢又は体幹機能障がい移動に車いす等を使用している身体障がい者のいる世帯

問

市役所又は町村役場

(4) 駐車禁止規制の適用除外 **共通**

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が使用（運転又は同乗）する車両について、申請により「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられます。

申請に必要な書類	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、印鑑 ただし、手帳の住所が他県の場合、県内居住を証明する文書等 (上記書面と手帳の写しを持参してください。)
申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県警察本部 交通規制課 (毎週水曜日・祝日を除く) TEL: 058-271-2424 (内線 5183) ・ 岐阜県下各警察署 交通課窓口 (申請者の住所地を管轄する警察署 平日 (土・日・祝日を除く)) <p>※ただし、身体障がい者については、下記においても申請を受け付けております (有料)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内 (一財) 岐阜県身体障害者福祉協会 TEL: 058-273-1111 (内線 2544)

【交付対象者】

(身体障がい者)

障がい区分		等級
視覚障がい		1級から4級
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級
体幹不自由		1級から4級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級(片肢のみは除く)
	移動機能	1級から4級
心臓機能障がい		1級及び3級
じん臓機能障がい		1級及び3級
呼吸器機能障がい		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級
小腸機能障がい		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級
肝臓機能障がい		1級から3級

(知的障がい者)

障がい区分	等級
知的障がい者	A2 (重度) 以上

(精神障がい者)

障がい区分	等級
精神障がい者	1級

標章を掲出すれば岐阜県公安委員会が指定した区間等の駐車規制が除外されます。標章を掲出する際は、用務先・連絡先を記載したメモもあわせて掲出しなければなりません。

(5) スパイクタイヤ使用禁止の除外 **身障**

- ・肢体不自由（1～6級）、内部障がい（1～4級）により身体障害者手帳を所持している障がい者が運転する自動車については、スパイクタイヤ使用禁止が除外されます。（なお、現在、国内におけるスパイクタイヤの製造は中止されています。）
 - ・標章等は特にありません。運転にあたっては、手帳を必ず携帯してください。
- ＜参考＞スパイクタイヤ使用禁止が除外される者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に同法別表第4号又は第5号に掲げる身体上の障がいがある者として記載されている者でその身体障害者手帳を携帯しているものが運転している自動車

問 県庁環境管理課
TEL:058-272-1111
(内線 2832)
FAX:058-278-2610

5. 福祉車両の提供等の移動支援

(1) リフト付きバスの運行 **身障**

障がい者の方々の社会参加活動の促進を図るため、車いすのまま乗り降りができるリフト付きバスの運行を行っています。

①ながら号

- 乗車定員 28人
 - ・座席 24人（うち4人は補助席）
 - ・車いす固定席の利用4人まで
- 利用料 1日（6時間）4,631円（税込）
 - ・走行距離1kmあたり90円（税別）を加算
 - ・利用時間が6時間を超える場合、超えた分について1時間あたり4,480円（税別）を加算

詳細については下記にお問い合わせください。

申 問 岐阜市下奈良2-2-1 福祉農業会館内
(福) 岐阜県社会福祉協議会 (TEL 058-273-1111 内線 2512)

②清流クローバー号

- 乗車定員

通常時	51人（正席 45席、補助席 6席）
車いす2台装着時	41人（正席 33席、車いす 2席、補助席 6席）
車いす4台装着時	39人（正席 29席、車いす 4席、補助席 6席）

※車いすの数は最大4台までとなります。
- 利用料 シーズン・曜日・行き先によって変動しますので、下記にお問い合わせください。

申 問 岐阜市下奈良2-2-1 福祉農業会館内
(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会 (TEL 058-273-1111 内線 2543)

(2) 移動支援事業 **共通**

障がい児者であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者に対し、移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援しています。

問 市役所又は町村役場

6. その他の行動範囲の拡大

(1) 郵便等による不在者投票 **身障**

選挙人で身体に重度の障がいがある方のために、一般の投票又は期日前投票にかわって、郵便等による不在者投票の制度があります。

〈対象者〉身体障害者手帳に次の障がい記載されている選挙人又は障がいの程度がこれらの障がいの程度に該当することにつき知事（岐阜市においては岐阜市長）が書面により証明した選挙人

障がい種別	等級
両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障がい	1級、2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障がい	1級、3級
免疫、肝臓の障がい	1級から3級

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で郵便等の方法により投票しようとする選挙人のうち、身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている選挙人又は上肢若しくは視覚の障がいの程度がこれらの障がいの程度に該当することにつき知事（岐阜市においては岐阜市長）が書面により証明した選挙人は、あらかじめ市町村選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

問 市町村選挙管理委員会又は岐阜県選挙管理委員会

（2）身体障がい者及び精神障がい者生涯学習推進事業 **身障** **精神**

県内にお住まいの身体障がい者の方又は精神障がい者の方が、放送大学岐阜学習センターにおいて、学習活動をされる際の入学料及び授業料を次の範囲で助成します。

実施主体	岐阜県
対象者	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、県内にお住まいの方。なお、次の所得要件を満たしていることが必要になります。
所得要件	対象者が属する世帯の中で市町村民税所得割額が最も多い方の市町村民税所得割額が、154,500円未満であること。
補助対象経費	入学料・授業料 ※既に補助金を交付した科目に係る授業料については対象外です。また、1人あたり年間10単位（大学と大学院の両方について補助申請する場合は各10単位）分の授業料相当額を上限とします。
補助金の額	補助対象経費の1/2以内の額

問 県庁環境生活政策課（TEL 058-272-8752 FAX 058-278-2605）

（3）視覚障がい者パソコン研修事業 **視覚**

視覚障がい者を対象に、パソコンの基本的操作に関する研修を行っています。

申問 （一社）岐阜県視覚障害者福祉協会（TEL 058-264-4523）

（4）福祉メディアステーション事業 **身障**

障がいのある方のうち初心者を対象としたパソコンの実習、情報の活用やアクセシビリティ機器利用の支援と啓発及び外出困難な重度障がい者のためのITホームティーチャーの派遣など障がい者の創作活動や在宅就労の実現を支援し、自立と社会参加を図ります。

申問 福祉メディアステーション
（TEL・FAX 0584-77-1282）
大垣市加賀野 4-1-7
（ソフトピアジャパンセンター1F）
<http://www.f-media.jp/>

飛騨地域にお住まいの方は
福祉メディアステーション飛騨ブランチ
（TEL 0577-34-1316（FAX 兼））
高山市本町 3-28 スクラム企画
<http://hida.f-media.jp/>